

ASAHI ネット マンション全戸加入プラン規約(管理者向け) 新旧対照表 2020年3月31日改正

改正後	備考	改正前
<p>第1条第4項</p> <p>当社は、本規約を任意に変更することがあります。その場合、当社は、改正年月日を付記し、当社のウェブページ上での掲載その他の当社が定める方法により通知します。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第1条第4項</p> <p>当社は、本規約を任意に変更することがあります。その場合、当社は、改正年月日を付記し、当社のウェブページ上での掲載その他の当社が定める方法により通知します。<u>管理会員は、変更後の本規約の規定に従うものとします。</u></p>
<p>第3条第1項</p> <p>本規約に基づく管理会員と当社との契約(以下「本契約」といいます)は、本サービスの管理についての申込者(以下「申込者」といいます)が、本規約、ASAHI ネット マンション全戸加入プラン規約(利用会員向け)および当社の「個人情報の取扱いについて」(https://asahi-net.co.jp/corporate/privacy.html)を承諾のうえ、当社の定める方法に従い本サービスを申込み、かつ当社が管理会員に対し管理者用のID(以下「AID」といいます)および管理者用の暗証番号(以下「管理パスワード」といいます)を発行することをもって、成立するものとします。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第3条第1項</p> <p>本規約に基づく管理会員と当社との契約(以下「本契約」といいます)は、本サービスの管理についての申込者(以下「申込者」といいます)が、本規約、ASAHI ネット マンション全戸加入プラン規約(利用会員向け)および当社の「個人情報の取扱いについて」(https://asahi-net.jp/service/agreement/policy.html)を承諾のうえ、当社の定める方法に従い本サービスを申込み、かつ当社が管理会員に対し管理者用のID(以下「AID」といいます)および管理者用の暗証番号(以下「管理パスワード」といいます)を発行することをもって、成立するものとします。</p>
<p>第8条第1項本文</p> <p>当社は、以下の各号に該当すると当社が認める場合、何らの通知を要さず、即時に本サービスの全部もしくは一部の利用を制限もしくは停止し、本契約を含めた管理会員との契約もしくは利用会員との契約の全部もしくは一部を解除し、管理会員もしくは利用会員の資格を取消し、または管理会員もしくは利用会員の表示、発信もしくは蓄積する情報もしくはデータ等の全部もしくは</p>		<p>第8条第1項本文</p> <p>当社は、以下の各号に該当すると当社が認める場合、何らの通知を要さず、即時に本サービスの全部もしくは一部の利用を制限もしくは停止し、本契約を含めた管理会員との契約もしくは利用会員との契約の全部もしくは一部を解除し、管理会員もしくは利用会員の資格を取消し、または管理会員もしくは利用会員の表示、発信もしくは蓄積する情報もしくはデータ等の全部もしくは</p>

<p>一部を削除等することができるものとします。なお、当社は本契約の解除等により管理会員、利用会員または居住者に生じる不利益については、一切の責任を負いません。</p>	<p>(削除)</p>	<p>一部を削除等することができるものとします。なお、当社は本契約の解除等により管理会員、利用会員または居住者に生じる不利益については、<u>一切の責任を負いません。</u></p>
<p>第9条第7条 <u>管理会員が利用料金その他の債務の支払を遅延し、もしくは支払を行わない場合</u>または支払口座の名義人もしくは支払者が支払を拒む等の紛争が生じた場合、当社は、本サービスの提供を停止する等の処分を行えるものとします。管理会員は、かかる場合、利用会員が本サービスを利用できない等の不利益が生じることについて、利用会員の承諾を事前に得るものとします。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第9条第7項 <u>管理会員が利用金その他の債務の支払を遅延もしくは遅延した場合</u>または支払口座の名義人もしくは支払者が支払を拒む等の紛争が生じた場合、当社は、本サービスの提供を停止する等の処分を行えるものとします。管理会員は、かかる場合、利用会員が本サービスを利用できない等の不利益が生じることについて、利用会員の承諾を事前に得るものとします。</p>
<p>第10条第2項 前項の定めにかかわらず、最低利用期間の満了前に本物件の建替えにより一時的に本サービスの利用を中断するなど、当社がやむを得ない事由として特に認める場合、当社は、建替え期間中などのやむを得ない事由が継続する期間における本サービスの最低利用期間の算定を一時停止し、かかる事由が終了した後に最低利用期間の算定を再開することができるものとします。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第10条第2項 前項の定めにかかわらず、最低利用期間の満了前に本物件の建替えにより一時的に本サービスの利用を中断するなど、当社がやむを得ない事由として特に認める場合、当社は、建替え期間中などのやむを得ない事由が継続する期間における本サービスの最低利用期間の算定を一時停止し、かかる事由が終了した後に最低利用期間の算定を再開することができるものとす</p>